

【フラット35】地域連携型 ご利用の流れ

※ 利子補給制度・・・大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度

【フラット35】申込み

※ 利子補給制度の申込にあたっては、融資承認済みのフラット35申込書の写しが必要です。



窓口（大阪市都市整備局住宅支援受付窓口）において

利子補給制度の申込み

【フラット35】地域連携型の利用申請



大阪市から、登録通知書「【フラット35】地域連携型利用
対象証明」の送付 （申込み月の翌月末頃）



登録通知書「【フラット35】地域連携型利用対象証明」
をフラット35取り扱い金融機関へ提出



【フラット35】のローン契約

※ 金利引き下げ（年0.25%）適用

【ご注意】 【フラット35】のローン契約は、登録通知書「【フラット35】地域連携型利用対象証明」の金融機関提出後
となりますので、お引渡しのスケジュール等に影響がないか十分ご確認ください。

【フラット35】地域連携型の申込には、利子補給制度申
込みに必要な書類の他、次の書類が必要です。

● フラット35地域連携型利用申請書

登録通知書「フラット35地域連携型利用対象証明」〈見本〉

様式 3
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度

登 録 通 知 書

大阪府民住 第 月 号 日
令和 年 月 日

（登録番号） 様
大阪市長

大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度要綱第10条第2項に基づき、利子補給対象者として登録しましたので通知します。
なお、登録後、次のとおり各種手続が必要となります。
融資実行報告手続を完了しなければ利子補給金の交付ができませんので、ご注意ください。

記

| 手 続 | 必 要 書 類 |
|--|--|
| 融資実行報告手続 (融資が実行されたとき) | ① 融資実行報告書(様式4) ② 入居者全員の署名された住民票(入居者全員の続柄記載分) ③ 利子補給金額込口座の通帳の写し ④ 金融消費実態報告書又は融資契約書の写し ⑤ 取得済みの物件に関する設置手続書(図説明細表・図説予定表)の写し ⑥ 建築基準法に規定する検査済書の写し |
| 変更承認届出手続 (申込書記載内容に変更が生じたとき) | ① 変更承認届出書(様式12) ② 変更内容を証する書類 |
| 辞退届出手続 (融資内容が利子補給対象外になったとき、または辞退したとき) | 辞退届出書(様式18) |

※利子補給は、予定の範囲内で行います。

証明印：赤インク

本市が発行する登録通知書の下部に、
【フラット35】地域連携型の事業要件に適合する証明として、証明印を押印しています。



【申込受付・問合せ】大阪市都市整備局住宅支援受付窓口

住 所：大阪市北区天神橋6丁目4番20号住まい情報センター4階
Osaka Metro「天神橋筋六丁目駅」下車3号出口
電 話：06-6356-0805
受付時間：平日午前9：00～午後5：30（土、日、祝日及び年末年始は休業）